

介護保険住宅改修費の支給制度

日常生活に支障のある要介護（支援）者が、安全に自立した生活を送るために自宅を改修する場合に、申請により介護保険から費用の一部が支給されます。

★ 利用できる方

要介護認定で「要支援1」から「要介護5」の認定を受け、在宅で生活される被保険者

★ 支給要件（①～③すべてに該当すること）

- ①被保険者証に記載のある住所の住宅の改修であること
- ②厚生労働大臣が定める住宅改修の種類の改修であること
- ③居宅要介護（支援）者の心身の状況や住宅の状況等からみて、自立した日常生活を営むために必要な改修と認められること

★ 支給限度基準額（利用限度額）

要介護状態区分に関係なく 20万円（分割利用可）

★通常1割（一定以上所得者は2割または3割）の自己負担額がありますので、実際に支給されるのは18万円（一定以上所得者16万円または14万円）までです。

※自己負担割合の判断基準日は領収日（領収書記載日）です。

※未納の保険料があると、自己負担が3割になる場合があります。

★初めて住宅改修を行った時と比較して、要介護状態が3段階以上あがった場合や、転居して新しい住宅の改修を行う場合には利用可能額が増える場合があります。

★ 支給方法

★償還払い……………申請者が工事費全額を支払ったあと、保険給付額が申請者に支給される方法です。（介護保険法で定める支給方法です）

★受領委任払い……申請者は自己負担額のみ支払い、保険給付額は施工業者に振り込まれる方法です。

※入院・入所中で退院（所）に際し住宅改修が必要な場合、介護保険料の滞納がある場合などは『償還払い』となります。

♪ **必ず事前申請が必要です。** 工事着工前に住改・福祉用具センターに申請をして、承認を受けてから工事をしてください。事前申請をせずに着工した場合は支給対象となりません。

✎ 改修計画はじっくり検討

介護が必要な方が暮らしやすいように自宅を改修するには、高齢者の心身の様子をよく理解したうえで、改修計画をたてる必要があります。福祉用具の活用などもあわせて、家族やケアマネジャーはもちろん、主治医や理学療法士、建築士などの専門知識を有する人とよく相談して決めましょう。

【支給対象となる工事の種目】

①手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒予防や移動・移乗動作を円滑にするために設置するもの。

②段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床段差や、玄関から道路までの通路等の段差を解消するための改修ですが、昇降機、リフト、段差解消機など動力を使うものは除きます。

③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室での畳敷きから板製床材やビニル系床材などへの変更、浴室での滑りにくい床材への変更、通路面での滑りにくい舗装材への変更などの改修。

④引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸や折れ戸、アコーディオンカーテンなどに取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、吊元の変更、戸車の設置なども含まれます。また、扉の新設が扉位置の変更等よりも費用が少ない場合は対象となります。ただし、自動ドア仕様の扉に取り替えた場合は、動力部分の費用は対象外となります。

⑤洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事。

非水洗から水洗化にともなう工事は含まれません。また、洋式便器から身体状況に見合った洋式便器に取り替える工事は対象となりますが、洗浄機能等の付加のみを目的とした取り替えは対象となりません。

⑥その他①～⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

①～⑥すべてについて、工事をともなう改修が対象です。設置に際し工事をともなわないものや、「浴室用すのこ」「すべり止めマット」など、本来置くだけで足りるものを固定しても対象とはなりません。種目に該当するかどうかの詳しいことについては、お問い合わせください。

ご注意

○保険給付対象となる種目であっても、利用者の心身の状況や住宅の状況からみて、自立支援に必要な改修であると認められない場合は支給されません。

住宅改修費支給申請の流れ

工事着工前【事前申請】

- 改修内容が決定し、施工業者が決まれば、住改・福祉用具センターに事前申請をします。
- 支給方法によって様式が異なる書類がありますので、ご注意ください。

◇必要書類◇

- ①「[償還払]または[受領委任払]事前承認願書」
- ②「住宅改修費支給申請書[償還払]または支給申請書兼同意書[受領委任払]」
- ③「住宅改修理由書」
☞原則、担当のケアマネジャーが作成します。
- ④「工事費見積書」
- ⑤「現況(改修前)写真」(日付入り)
- ⑥「住宅改修箇所計画図」
 - ・その他、公営住宅の場合は「管理者の承認を得たことがわかる書類」、申請者と口座名義が異なる場合は「委任状」、神戸市住宅改修助成制度を併用する場合は「決定通知書」などが必要です。

住宅改修承認通知書の交付

- 審査のうえ適当と認められれば、承認通知書が交付されます。必ず、承認内容を確認してから、工事着工をしてください。(交付前に着工すると支給されません)
- 事前申請の内容と改修内容に変更が生じた場合は、金額の多少にかかわらず、必ず着工前に住改・福祉用具センターまでご連絡ください。連絡なく工事を変更すると、保険給付されない場合がありますのでご注意ください。

工事着工・完了

- 承認通知が届いたら、速やかに工事に着工してください。
- すぐに着工できない理由があるときはご連絡ください。承認日より日が経過すると、身体状況の変化が考えられるため、再度事前申請を出しなおしていただく場合があります。

工事完了後【実績報告】

- 工事が終了し、工事費の支払いが済めば実績報告を住改・福祉用具センターに提出します。
- 入院・入所中の方は、退院(所)しないと提出できません。

◇必要書類◇

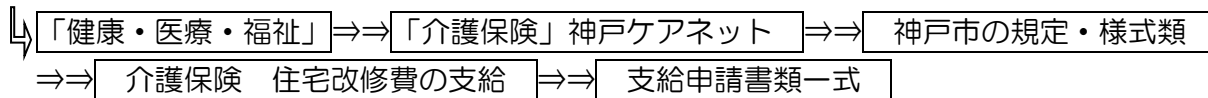
- ①「[償還払]または[受領委任払]実績報告書」
- ②「改修後写真」(日付入り)
- ③「工事費内訳書」
- ④「領収証」(原本)
- ・その他、神戸市住宅改修助成制度を併用した場合は「助成金決定通知兼計算内訳書」、相続人が支払った場合は「確約書」などが必要です。

支給決定

- 審査のうえ適当と認められれば支給決定され、支給決定通知書が交付されます。
- 原則、実績報告を月の20日までに提出した場合は翌月の末日までに、21日以降に提出した場合は翌々月の末日までに支給されます。ただし、書類に不備があった場合等は、支給が遅れることがあります。

住宅改修費申請書類は神戸市のホームページから取り出せます

神戸市のホームページ (<http://www.city.kobe.lg.jp>)



ご注意ください！！

償還払のときは工事費全額を支払った日の翌日から、受領委任払のときは自己負担額を支払った日の翌日から起算して2年を経過してから実績報告を提出しても、時効により保険給付されません。支払い後は忘れずに提出してください。



現地調査について

神戸市では、申請書類だけでは改修内容がわからない場合や、施工状況を確認するために、ご自宅に専門の調査員がお伺いして、現地調査をさせていただく場合があります。調査を実施するときは、事前にご連絡しますので、ご協力をお願いします。

＜＜神戸市住宅改修助成制度もあります！＞＞

○所得要件があります。

○介護保険住宅改修と助成制度をあわせてご利用になる場合は、先に助成制度の申し込みをしてください。

★お問い合わせは・・・(財)神戸在宅医療・介護推進財団

TEL (078) 743-8323まで。

●お問い合わせ先

神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入事務センター ☎ (078) 381-8406

〒650-0021 神戸市中央区三宮町2丁目11-1

センタープラザ西館5階510-3号室

なお、生活保護受給者の方の窓口は、福祉事務所（区支所生活支援課）で変更ありません。